

## 平成23年度第2回東郷町図書館協議会会議録

- 1 開催日時 平成23年11月24日（木）午後13時30分～15時00分まで
- 2 開催場所 東郷町民会館2階第3会議室
- 3 出席した委員  
水野、杉原、柘植、石川、野々山、鬼頭
- 4 出席した事務局  
教育長、教育部長、図書館長、係長
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議内容
  - (1) あいさつ
  - (2) 議題  
指定管理者制度導入について
  - (3) その他
- 7 会議記録  
別添のとおり

## 会議の内容

### 1 あいさつ

委員長 こんにちは。今日は議題としては、1件ですけれども、大変重要な案件でございますので、いろいろ意見をいただきながら進めたいと思います。

教育長 こんにちは。先ほど委員長からの話にもありましたが、本日の議題の指定管理者制度ですが、これが話題となり、移行していこうかどうしようかと、話し合いをしたり、先進地を視察したりしてきだいで年数がたってきておりますが、そろそろ方向性を定める時期にきているかと思います。本日もよろしく願いいたします。

### 2 議題

#### 【議題】指定管理者制度導入について

##### 事務局より説明

委員 主な運營業務内容の充実としていくつか（7つ）あるが、今現在すでに行っているのはどの程度行っているのか。

事務局 ほとんどすでに行っていますが、今以上に拡大していただきたいと考えています。

委員 拡大してやってもらうように要望するのか。

事務局 仕様書に入れていく予定です。

委員 今現在不満な点などがあるのか。これとこれはやってほしいとか。

事務局 今、職員は二人しかいないので、民間になれば、民間のノウハウを生かし、いろいろなことが今まで以上に行えるのではないかと期待している。

委員 わかりました。

委員長 ほかにありますか。これは、町が要求すれば・・・。もちろん話し合いの上で追加の業務もできるのですか。

事務局 はい。

委員長 ほかにありますか。ないようでしたら私から、いいですか。

すでに指定管理者制度を行っている図書館は同じ事業者が行っているのですか。

事務局 A市はNPO法人です。B市はT社です。C市はD社ですが来年度はT社に変更する予定です。

委員 事業者の規模や業績などを事務局は把握していますか

事務局 T社については、全国展開しています。特に、指定管理者制度だけでなく県内の図書館の窓口業務の委託も請け負っており、また、図書館に関する図書の販売やシステムについても行っており、東郷町の図書館のシステム

も一部関わっていますので図書館全般について熟知している事業者だと思  
います。

委 員 欠点のうち、指定管理者は3年～5年契約のため、継続的な図書館運営に  
支障がでる可能性とあるが、歯止めはどうされるのか。

部 長 そこが一番の弱点です。ここで変更というよりは途絶えることを恐れると  
いうことですね。次の業者がそれなりのところできちんと引き継ぎがされ  
れば問題ないですが、一番怖いのは途中で辞める、もしくは事業者が潰れ  
てしまったりして、撤退してしまうことです。

委 員 町民に対するサービスが途絶えてしまいますよね。なんらかの歯止めが  
いるのではないですか。

部 長 歯止めというか、そうなれば（撤退してしまえば）直営にならざる負え  
ないです。直営になった時にノウハウがなくなっているのが怖いので、常に  
連絡を取り合って多少は維持できるかと。指定管理の時間が長くなり、急  
きょ事業者が撤退となると混乱を招くことになるとは思いますが、そんな  
時は新たな事業者を探すということが現実的かと思えます。ここ一、二年  
ならすぐに直営に戻してもなんとかなりますが、例えば10年近く指定管  
理者制度を導入してから急きょ直営に戻すといっても、町のノウハウがな  
くなっているのが、次の事業者を大至急さがすということが一番現実的  
です。

委 員 一番怖れるのは歯止めがないと、ある業務を業者に任せてしまって町がノ  
ータッチということになると、業者が辞めた時、町が代わりにやるとい  
ってもノウハウがないとできない。空白ができてしまう。しかし、現実的  
にはその間に次の業者が見つかるんでしょう。

部 長 どこかに変更するといっても、通常は期間がきまっているので次の選定  
をする時、おそらく公募になるのですが、その町の要求水準をみながら  
各社提案書を提出しますので、町側もその提案書を見ながらそれなりの選  
定をするので、運営としては問題ないかと思われます。

委 員 現実的には問題ないのですが、デメリットとして「継続的な図書館運  
営に支障が出る可能性がある」部分があるのは心配です。

部 長 事業者が変更になるというのは今まで以上事業者があるということ  
で変更になると思われます。問題がないなら、ふつうは今までの事業者にな  
るでしょう。提案書を見て、今までの事業者を変えて別の事業者になる  
というのは、今までの事業者でまずいところがあったのか、でも、まずいとい

ことを今まで具体的には聞いたことはないので、たぶんそれ以上のいい提案があったということでしょう。

委員 まだ指定管理者制度でそれほど長いところがないのでしょうか。他市町のところも変えるほど長くやっていないのでしょうか。

部長 制度ができたのが、平成17年の改正の時なので、他市町での導入は平成19年ぐらいからと思います。

委員 よくわかりました。もし文書に残すなら、デメリットに「継続的な図書館運営に支障が出る可能性がある」というのは何か歯止めがある言葉があると安心できる。  
「業者の選定は支障なく選定していく」とか。

事務局 期限が切れる前に、公募型でやっていきます。公募した時にまた同じ業者になる可能性もある。公募して選ぶわけだから、悪い方には選ばないはずです。良い状況になっていくしかないと考えています。

委員 そうですね。問題ないですね。今事務局が説明したように、切れる前に公募して継続していけば。

部長 当然そういう形になります。先ほど事務局が説明した中に事業者が変更になる図書館がありましたが、今年度中で終わる事業者があっても、すでに次の業者が選定されて決まっています。町の議会に提案して議決をいただかなくてはいけませんから。

事務局 一年ほど前から準備することになります。

委員 すると、事業者との契約段階で、やめる場合には次の業者との議会で議決で承認されるまではやっていただくとか入れていただかないといけませんね。

部長 契約というか、指定の期間が年度末までと決まっていますので、そこまでに、議会で議決することとなります。  
仕様書の中で事業所が変わる場合は引き継ぎ項目も入りますので、引き継ぎは問題なくされます

事務局 引き継ぎも全く、町が関わらないという訳ではありません。毎月、事業報告や連絡会議をすることになるかと思います。全く町の職員がタッチしないという訳ではありません。

部 長 すでに、指定管理者制度を導入している町民会館や体育館でも、毎月打ち合わせや調整会を行っています。

委 員 よくわかりました。

委員長 ほかにありますか。図書館以外でも、すでに町の施設では指定管理者制度を行っています。そこでは、毎月連絡会議などを行っているということですので、図書館でもそうしたことは行われていくことと思います。

委 員 町が指定管理者制度を導入すると町の負担する予算はいくらぐらいなのか。また、利用者アンケートをざっとみると、8割近くの人がサービスにおおむね満足しているようですので、今まででも問題ないという見かたもできる。予算削減という部分が大きいのですか。

事務局 具体的にはまだ出していません。図書館運営費に職員の人件費がプラスされます。しかし職員の人件費が今のところ、生涯学習課に含まれていますので詳細がわかりません。また、図書館運営費のうち、図書館システムの賃借料や保守料や使用料は除かなくてははいけません。23年度の予算上では臨時職員7名と使用料を含めて、あと図書資料の購入費を別として1404万円あまりです。図書購入費を含めて2000万円あまりかと。

部 長 全体で2500万円弱くらいではないでしょうか。そのうち、臨時職員、職員の人件費を含めると1500万円くらいです。そのうち人件費を今のところ、ざっとですが、1000万円くらいに抑えられるのではないかと考えています。したがって、4～500万円くらいは圧縮できるかと。これは、既に実績のある市町からのデータも参考にして試算しています。

委 員 わかりました。

委 員 サービスは低下しないということですが、経費削減で新刊の購入数が減るというおそれはないですか。

部 長 購入費はもともと多くはないのですが、今ですと、年間雑誌を抜いて50

0 万程です。

委員長 枠は確保しているのですよね。町の方でコントロールできるんですよね。

事務局 今日の会議資料でもつけましたが、経費の負担区分の中で図書購入費は別にわかるようにしてあります。これだけは必ず図書を購入してくださいということです。

部 長 まだ、金額は決まっていますが、たとえば、先ほど指定管理者制度を導入して浮いた金額を図書購入費にいくらかはまわせるかもしれません。

いま、町の予算は各部ごとの枠での配当です。圧縮できた部分を図書購入にまわす、図書館の予算の中でのことです。購入にまわすのは問題ないと思います。全額は無理かもしれませんが、そうしないと経費的なメリットがありません。利用者サービスに還元しないと。契約の方法によりますが、経常費として予算を渡しておいて、節約して浮いた部分を図書購入にまわすことをとっている図書館もあります。また、今の町のままでは出来ていないサービス、例えば図書の宅配のサービスもできるかもしれません。すでに、そんなサービスをはじめた図書館もあります。こちらが出す経費内で、今まで以上のサービスが出来るといった提案があるかもしれません。

委員長 予算の枠の中で余裕があれば、書籍購入の方へとまわしていただけるという方向もみえてきました。ほかにありますか。

指定管理者制度は方向性ということでは3年ほど前から、事務局のほうでは視察に行ったり、情報を収集して東郷町にあった指定管理者制度の導入ということです。ずっと計画を練ってきたので、いよいよという感があります。それにしても、ひっ迫している町予算の中で図書館費というのがどれだけ認めていただけるのか、その中での指定管理者制度導入ということでの折衝がまたあると思います。今よりはより向上をめざした図書館運営ということを進めて精査していただきたいと思います。

それでは意見がないようですので、指定管理者制度導入についてご承認いただけますか。

委 員 すみません、いつから指定管理者制度を導入するのですか。

事務局 平成25年の4月からです。来年度から公募する予定です。

委員長 1年間猶予があるのですよね。さらに、町民にむけてご意見等もあればということで聞きとどけていただける部分も多少は残っているという訳ですね。もちろん、運営部分、予算などの部分ですが。来年1年間は準備ということよろしいですね。

部 長 そうですね。来年度議会で議決をいただくこととなります。

委員長 来年の協議会の時には業者選定ということもここでは出て来るのですね。

事務局 選定委員会をもうけます。

委 員 参考までに、事務局で把握している事業者数はどのくらいですか。

事務局 ホームページでも公募することになりますが、何社になるかはわかりませんが、今年度公募がおこなわれた図書館では、3社のところと6社ほどあるところもあります。

委 員 複数の業者は必ずというか、ある程度はでるのですね。

事務局 はい、何社になるかはわかりませんが。

部 長 もうひとつ指定管理に出すうえで、研究してはいけなくてはいけないことがあります。

町民会館という建物の管理もあるので、基本的には町民会館と図書館を分けない方がいいです。責任の所在があいまいになるので本当は分けない方がいいですね。きっちり分けてもいいのか、ひとつのところに任せるのかというところは研究する必要があるかと。一応総務省のほうでは、原則的には分けない方がいいと言っています。

事務局 今まで、研究してきた他の図書館は図書館が独立した建物です。そこに、会議室などが含まれています。そこで、図書館として契約します。うちの場合はホールなどもある複合施設ですので少し複雑です。

部 長 県内ではA市はT社と契約していますが、実際はM社を抱えています。

受託は、1社になりますが、スタッフとしてM社を抱えていると考えられます。

委員長 町民会館に2施設ということで調整も必要ですね。来年度は1年かけて。

部 長 そうですね。理想的なのは1社と契約です。

委員長 ほかよろしいですか。いろいろな事が検討されなくてははいませんが、まずは、図書館の指定管理者制度の導入、25年度にむけての導入についてご承認いただけますか。

委 員 拍手

委員長 ありがとうございます。本日ご審議でいただきましたご意見につきまして

て、十分参考になさっていただきたい。図書館については、いろいろな課題解決に向けてよりいっそう取り組んでいただきたいと思います。

事務局 その他として、「利用者アンケート速報」についての説明。  
詳細については、次回の図書館協議会説明する。